市街化区域内の農地転用届

1. 届出の種類

- (1) 農地法第4条 農地の所有者自らが農地以外にする場合
- (2) 農地法第5条 農地の所有者と事業を行う者との間で、売買、賃借等の権利 移動を伴い、農地以外にする場合

2. 届出の時期

転用行為の着手前にあらかじめ届け出てください。受付から受理通知書の交付まで1週間程度の余裕をみてください。

- 3. 添付書類(農地法第4条、第5条届出共通)
 - (1) 土地登記事項証明書(全部事項証明書)

法務局で交付を受けた3か月以内の原本。原本の還付を希望する場合は、そのコピーをお持ちください。

(2) 位置図

住宅地図の写しまたは 1/2500 程度の地図

- (3) 公図の写し
- (4) 委任状

代理人が提出、受領する場合は必要になります。押印が必要です。

(5) 届出者の住所等の変更経過がわかる書類

登記名義人の住所・氏名と届出者の住所・氏名が異なる場合は、住民票、戸籍の附票、法人の登記事項証明書など変更経緯がわかる書類が必要になります。

(6) 相続人を証する書類

登記名義人が死亡している場合は、相続関係図、戸籍・除籍謄本、遺産分割 協議書など相続関係が確認できる書面が必要になります。

(7) 連署による届出を要しない事実を証する書面

第5条の届出で、競売、遺贈、民事調停成立等により単独での届出となる場合は、それぞれの事実を確認できる書類が必要になります。

(8) 地積測量図

土地(筆)の一部を転用する場合は必要になります。

(9) 仮換地証明

土地区画整理事業区域内で仮換地指定がされている場合は必要になります。

- 注1 賃借権が設定されている土地の場合は、事前に解約等が必要になります。
- 注2 上記書類の他に必要に応じて添付をお願いする場合がありますので、事前に お問い合わせください。電話 0438-62-3918
- 注3 転用に当たり、埋立てを行う場合は、事前に袖ケ浦市廃棄物対策課にご相談 ください。電話 0438-63-1881